公平性の宣言

当協会は、ＪＡＳ法に基づく登録認証機関として公平で透明度の高い認証業務を提供することを重要な責務と認識しています。

このため、当協会はＪＡＳ法令及び関連法規並びに国際的な規格に従って、公平性に対して影響を及ぼす利害関係を管理して、客観性のある認証業務を確実に行います。

財務及び債務について

当協会は、ＪＡＳ法に基づく登録認証機関として安定的な運営に必要な経営資源をもち、かつ認証業務から発生する恐れのある債務に対して適切な賠償保険に加入しております。

平成３０年４月１日

一般財団法人日本穀物検定協会

会　長　　井 出　道 雄